

破天荒

教宣部

4947号

2013年
4月23日

化学一般京滋地本
全竹中労働組合

不払い残業なくそう

竹中では残業時間は自己申告制になっています。働いた分はきっちり申告し、割増賃金を受けとることは当然です。でも、なぜか申告していない人もいます。

実態

平成23年度の数字です。
時間外労働時間(平均)
電子 27時間57分
シス 270時間31分
オプ 39時間52分
システムは正直な申告がされているようですが、電子・オプは実態とかけ離れていると思います。
特に電子では組合員平均109時間21分、非組合員平均8時間47分です。

数字だけ見ると、組合員は残業も頑張って仕事に取り組んでいる。
営業を中心とした非組合員は1ヶ月に1時間弱とほとんど残業していないと受け取れます。



エンジ化

残業を申告しないのはなぜでしょうか。本人が自主的にしないのか、上司がさせないのか、申告できない雰囲気なのか、人事考課制度の導入で査定に影響するためなのか(事実を組合へ教えて下さい)。
有給休暇が取得しにくい、残業を申告できない、これもエンジ化の一つでしょうか。

労働基準法

労働時間の原則は一週間40時間、一日8時間です。労働者は、一日8時間、一週間40時間以上働く必要はない(働かない権利が保障されている)
使用者は、一日8時間、一週間で40時間以上労働者を働かせてはならない。
会社が残業や休日労働を命じるためには、労使協定し労働基準監督署に届出しなくてはなりません。その協定の範囲内でのみ残業を命じることができます。

時間外・休日・深夜労働をさせた場合、割増賃金の支払いが定められています。5%以上、深夜はさらに25%以上の割増で支払わなくてはなりません。
基本的に、残業は企業のペナルティである。
時間外労働手当を、役職手当などを名目に代替することも、竹中の金額では該当しないと考えられます。



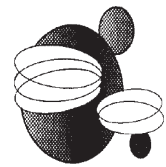
あるべき論

トップダウンからチームワークへ方針転換したのか
といえば、会社交渉員の言葉の端々にそうではないことが聞いて取れる。
法の遵守をしているのなら、その場で交渉しながら労働条件を変更したり、何故出来ないかを説得できるはず。
「会長が決めたこと」「社長が...」今度聞いておきま

不当労働行為に該当します。
では年度スローガンの「あるべき姿へ推進する」はどついついことでしょうか?
「経営者目線を持って」という風に受け取っています。
会長がノーワークノーペイ視線だから休んで給料もらう(有給)なんてとんでもない。しかし待てよ?サビ

のシステムの欠陥は俺の部署は完璧だから技術にあるに違いない。売れる商品とは客先に持ってけば金をくれる商品。儲かる商品は原価と工賃の安い商品。相手が百円と言ったら五十円に値切れ。それが経営者目線というものだ。なんて勘違いした蛆虫が湧き出す。
結局、経営者が従業員に求める目線というのは、「自分と同じように判断をする

こと」であり、つまりは「みんな俺と同じように考える」というのが、経営者目線を持って、という真の意味なのではないだろうか。
経営者が従業員に経営者目線を要求することは職務放棄であるし、割に合わない仕事の強要になりかねない。



お知らせ

本日(4/23)
臨時大会
(春闘集約)

5月1日(水)
メーデー
10時30分
二条城前集合